

電力供給約款（高圧・特別高圧）

I. 総則

1. （適用）

株式会社N T Tファシリティーズは、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行っており（以下、株式会社N T Tファシリティーズを「取次店」といいます。）、小売電気事業者が、電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電力供給約款（高圧・特別高圧）（以下「この供給約款」といいます。）によります。

2. （供給約款の変更）

1. 取次店は、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給約款の内容を変更することがあります。その場合、取次店はあらかじめ書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他の取次店が適切と考える方法（以下「取次店が適当と判断した方法」といいます。）により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後のこの供給約款によります。また、電力供給契約者から求めがあった場合、取次店は、電力供給契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付するものとします。

2. この供給約款の変更にもとづき、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、取次店が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

(2) 契約成立後および契約変更後の書面交付を行う場合には、取次店が適当と判断した方法により行い、取次店および小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. （定義）

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。

(3) 供給地点

小売電気事業者が、当該電力会社から、電力供給契約者に電気を供給するために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。

(4) 常時供給電力

電力供給契約者に、常時供給する電気をいいます。

(5) 予備電力

常時供給電力を供給する設備の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により供給される電気をいい、以下の2種類があります。

イ. 予備線

常時供給電力を供給する変電所（以下、「常時供給変電所」といいます。）から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける電気

ロ. 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける電気または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける電気

(6) 自家発補給電力

小売電気事業者が供給する電気と電力供給契約者が所有する発電設備による電気をあわせて使用する場合に、電力供給契約者が所有する発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために、小売電気事業者が電力供給契約者に供給する電気をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(9) 最大需要電力

電力供給契約者の使用された 30 分毎の電力量の最大値であり、当該電力会社によって設置された記録型計量器により計測された値をいいます。

(10) 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%といたします。

(11) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 当該電力会社

Ⅱ 契約の申込み 8.（需要場所）により定められる需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者をいい、その供給区域と供給エリアの名称は、それぞれ以下に定めるところによります。

当該電力会社	供給区域	供給エリアの名称
北海道電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	北海道	北海道エリア
東北電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	東北エリア
東京電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以东）	東京エリア
中部電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	中部エリア
北陸電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部	北陸エリア
関西電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	関西エリア
中国電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	中国エリア
四国電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	四国エリア
九州電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州エリア

(14) 計量日

当該電力会社があらかじめ定める、使用電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。

(15) 供給地点特定番号

対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(16) 小売電気事業者

取次店との取次委託契約に基づき電力供給契約者に電気を供給する、小売電気事業者である株式会社エネット（小売電気事業者登録番号 A0009）をいいます。

(17) 電力供給契約

お客さまが小売電気事業者から電気の提供を受けるための、この供給約款に基づく取次店との契約をいいます。

(18) 電力供給契約者

取次店と電力供給契約を締結している者をいいます。

(19) 供給開始日

電力供給契約に基づいて、電力供給契約者が小売電気事業者からの電気の供給を受け始めた日をいいます。

(20) 接続供給契約

小売電気事業者が、電力供給契約者に電気の供給を行うために必要な、小売電気事業者と当該電力会社との接続供給契約をいいます。

(21) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する当該電力会社の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法第 28 条第 1 項および第 29 条の規定により課される消費税ならびに地方税法第 72 条の 82 および第 72 条の 83 の規定により課される地方消費税に相当する金額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。

(23) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法および地方税法の規定により課される消費税および地方消費税（他の法令

により課されるこれらに準ずるものを含みます。) の課税標準に対する割合をいいます。

(24) 料金プラン

別表 1. 契約種別ごとの契約条件(1)に定める料金プランをいいます。

(25) 協議制のお客さま

別表 1. 契約種別ごとの契約条件(1)ロ(イ)を適用されたお客さまをいいます。

(26) 実量制のお客さま

別表 1. 契約種別ごとの契約条件(1)ロ(ロ)を適用されたお客さまをいいます。

(27) みなし小売電気事業者

需要場所を供給区域とする次の小売事業者をいい、みなし小売電気事業者の供給区域は、それぞれ次に定めるところによります。

みなし小売電気事業者	供給区域
北海道電力株式会社	北海道
東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エナジーパートナー株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力ミライズ株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部
関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）
九州電力株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

4. （単位および端数処理）

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、実量制のお客さまで、契約電力を算定した値が0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を1 キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. （実施細目）

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと取次店との協議によって定めます。なお、当該電力会社が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該電力会社と協議をしていただきます。

II. 契約の申込み

6. （電力供給契約の申込み）

1. 電力供給契約の申込みは、取次店が申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法その他取次店が別に定める方法により行う必要があります。この場合、取次店は、その申込みを受け付けます。なお、お

客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。ただし、取次店は以下の場合、電力供給契約の申込みの受付をお断りすることがあります。

- (1) 小売電気事業者から電力供給契約の申込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合。
 - (2) 小売電気事業者と取次店との間の取次委託契約が解除その他の事由により終了した場合。
2. 取次店は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) お客さまがこの供給約款の内容に承諾していただけない場合。
 - (2) 需要場所が、電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島にある場合。
 - (3) その他経済的観点から合理性が認められない等、小売事業者または取次店の業務の遂行上著しい支障がある場合。この場合、取次店は、お客さまに対してその理由をお知らせしたうえで、電力供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

7. (電力供給契約の成立および契約期間)

1. 電力供給契約は、取次店が、お客さまからのⅡ 契約の申込み 6. (電力供給契約の申込み) 第1項の申込みを承諾したときに、この供給約款の定めに従い、お客さまと取次店の間で成立します。ただし、当該電力供給契約に基づく小売電気事業者からお客さまへの電気の供給を行うための託送供給契約の締結につき、関連する当該電力会社からの承諾が得られないことが明らかとなった場合には、電力供給契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。
2. 契約期間は、次によります。
 - (1) 契約期間は、電力供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - (2) 契約期間満了の90日前までに電力供給契約者または取次店からの意思表示がない場合は、電力供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、取次店が電力供給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみとなります。
 - (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8. (需要場所)

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

9. (電力供給契約の単位)

取次店は、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1電力供給契約を結びます。ただし、1需要場所において、自家発補給電力または予備電力と、これ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合であって、託送供給契約上許容される場合は、複数契約を締結することができます。

10. (供給の開始)

1. 取次店は、電力供給契約を締結しようとするときは、小売電気事業者および当該電力会社との協議の結果を踏まえ供給開始日を定め、供給開始日から、電力供給契約に基づく小売電気事業者による電気の供給を開始いたします。
2. 取次店は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためて小売電気事業者および当該電力会社と協議のうえ供給開始日を定めることといたします。

III. 料金の算定および支払

11. (料金の適用開始の時期)

料金は、供給開始日から適用いたします。

12. (料金の算定)

1. 料金は、別表 1. 契約種別ごとの契約条件に定める方法(1)～(3)に基づき算定された基本料金、電力量料金、32. (契約超過金)に基づき算定された契約超過金、附則 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (4)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金と、附則 24. (燃料費等調整額) (4)もしくは附則 23. (燃料費等調整額) (4)によって算定された燃料費等調整額の合計といたします。
2. 前項の基本料金および電力量料金の単価は申込書に定めるものとします。

1 3. (料金の算定期間)

1. 料金の算定期間は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。
 - (1) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電力供給契約が消滅した場合
 - (2) 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で双方が「1 月」の途中で契約電力等を変更することに合意した場合
2. 第 1 項における(1)(2)の場合は、取次店は、次の(1)および(2)のとおり 1 月の料金を計算いたします。
 - (1) 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

基本料金 = 「1 月」の基本料金×(日割計算対象日数／当該「1 月」の日数)

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および電力供給契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、電力供給契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

(2) 電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

1 4. (使用電力量の計量)

1. 電力供給契約者が使用する電力量、最大需要電力および力率は、当該電力会社によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は原則 30 分毎に計測いたします。ただし、30 分ごとに計量することができない計量器で計量するときの電力供給契約者が使用する電力量については、当該電力会社の託送供給等約款に規定するところによります。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために修正した値を用います。ただし、電力供給契約により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。
2. 当該電力会社の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、当該電力会社と小売電気事業者による協議により決定した値とします。この場合、小売電気事業者から報告を受けた取次店は、速やかに当該電力会社と小売電気事業者の協議により決定された値について、電力供給契約者に通知するものとします。

1 5. (料金の支払義務および支払期日)

1. 電力供給契約者の料金の支払義務は、以下の日に発生いたします。
 - (1) 電力供給契約期間中は、計量日といたします。
 - (2) 電力供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電力供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
2. 電力供給契約者の料金は、前項に定める支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）の翌日から起算して 30 日目以降で取次店が定める支払期日までに 16. (料金その他の支払方法) 第 1 項により、支払っていただきます。
3. 電力供給契約者が 33. (工事費等の負担) に規定する場合その他電力供給契約者がこの供給約款に基づき支払うこととなる金銭の支払い債務（料金に係る債務を除き、以下「工事費等支払債務」といいます。）については、別途小売電気事業者または当該電力会社が定める支払期日までに 16. (料金その他の支払方法) 第 3 項により、支払っていただきます。
4. 電力供給契約者は、取次店との協議によって継続して複数の需要場所の料金を一括して支払うことができ、その場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目以降で別途取次店が定める日とします。

1 6. (料金その他の支払方法)

1. 料金のお支払いの方法については毎月、原則として次の(1)(2)によることとします。ただし、取次店が別途指定する場合には、(3)によることとします。

(1)口座振替によるお支払い

お客さま（電力供給契約締結後は、電力供給契約者としてします。以下本条において同様とします。）が指定する口座から取次店の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法です。このお支払いを希望される場合は、取次店が指定した様式によりあらかじめ取次店に申し出ていただきます。なお、支払期日に引き落としができなかった場合には、対象となる料金について(3)により別途発行する請求書により、取次店設定の支払期日までにお支払いいただきます。この場合、お支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。また、別途、請求書発行手数料等を申し受ける場合があります。

(2)クレジットカードによるお支払い

お客さまが取次店が指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により取次店が指定した金融機関等を通じて払い込むことにより支払われる方法です。このお支払いをご要望される場合は、取次店が指定した様式により申し出ていただきます。また、クレジットカード支払いを申込みのお客さまで、クレジットカード番号、有効期限等が変更となる場合には、改めて新規の申込みが必要となります。なお、支払期日にクレジットカードによるお支払いがされなかった場合には、対象となる料金について、次の(3)に基づき別途発行する請求書により、取次店設定の支払期日までにお支払いいただきます。この場合、お支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。また、別途、請求書発行手数料等を申し受ける場合があります。

(3)請求書によるお支払い

取次店からお送りする請求書により、取次店指定の金融機関を通じてお支払いいただく方法です。この場合は、お支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。このお支払いをご要望される場合は、取次店が指定した様式により申し出ていただきます。また、紛失等により請求書の再発行をご要望される場合は、別途、再発行手数料等を申し受ける場合があります。

2. お客さまが料金を前項(1)、(2)または(3)により支払われる場合は、次のときに取次店に対する支払いがなされたものといたします。

(1)前項(1)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

(2)前項(2)により支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により取次店が指定した金融機関等に立替払いされたとき。

(3)前項(3)により支払われる場合は、料金が取次店指定の金融機関に払い込まれたとき。

3. 工事費等支払債務については、小売電気事業者または当該電力会社が指定した銀行口座への振り込みにより支払っていただきます。

4. 取次店は、第1項および前項にかかわらず、取次店が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに取次店に対する支払いがなされたものといたします。

17. (延滞利息)

1. 電力供給契約者が料金および工事費等支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合には、取次店は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

2. 延滞利息は、以下の計算式に従い計算するものといたします。なお、年率の計算については、閏年を含む期間についても、年間365日として計算するものとします。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$A = (B - C - D) \times \text{年率} 10\%$$

A：延滞利息

B：算定の対象となる料金

C：算定の対象となる料金の消費税等相当額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額
× 消費税率 / (100 + 消費税率)

D：再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額

18. (保証金)

1. 取次店は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供

給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(1) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

(2) 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

イ 他の電力供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

ロ 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

2. 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

3. 取次店は、電力供給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

4. 取次店は、保証金について利息を付しません。

5. 取次店は、保証金の預かり期間満了前であっても電力供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第3項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV. 使用および供給

19. (適正契約の保持)

小売電気事業者または取次店が、電力供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であると認めた場合には、電力供給契約者はすみやかに電力供給契約を適正なものに変更していただきます。

20. (力率の保持)

1. 電力供給契約者は、需要場所の負荷の力率については、85%以上に保持するものとします。

2. 技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。この場合の当該需要場所における1月の力率は、小売電気事業者が当該電力会社と協議のうえ定めた力率としていただきます。

21. (立ち入り業務への協力)

取次店が電力供給契約の遂行上、電力供給契約者の需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および当該電力会社が以下に掲げる業務を実施するため必要と認める場合、電力供給契約者の承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、電力供給契約者は取次店および当該電力会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、当該電力会社が立ち入る場合においては、当該電力会社に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(1) 供給地点に至るまでの当該電力会社の供給設備または計量器等需要場所内の当該電力会社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

(2) IV使用および供給 25.（保安等に対する電力供給契約者の協力）によって必要となる電力供給契約者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、電力供給契約者の電気機器の試験もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電力供給契約者の電気の使用用途の確認に関する業務

(4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務

(5) IV 使用および供給 28.（供給の停止）、V 契約の変更および終了 41.（お申し出による契約の終了）または同 43.（取次店からの解除等）により必要な処置に関する業務

(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該電力会社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

22. (電気の使用に伴う電力供給契約者の協力)

電力供給契約者の電気の使用が、以下の原因等で他のお客さま（取次店のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該電力会社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を電力供給契約者が需要場所に施設するものとし、とくに必要がある場合には、当該電力会社が電力供給契約者の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、(1)から(4)に準ずる場合

2 3. (施設場所の提供)

1. 電力供給契約者は、電気の供給の実施に伴い当該電力会社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
2. 電力供給契約者または取次店が、当該電力会社から、以下の場合において、電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。
 - (1) 電力供給契約者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の電力供給契約者を含みます。）のみのために電力供給契約者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - (3) 給電指令上必要な通信設備等を設置する場合
 - (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

2 4. (電力供給契約者の電気工作物の使用)

電力供給契約者または取次店が、当該電力会社から記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために電力供給契約者の電気工作物の使用を求められた場合には、当該電力会社が、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。

2 5. (保安等に対する電力供給契約者の協力)

1. 電力供給契約者は以下の場合に、取次店と当該電力会社にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (1) 電力供給契約者が、引込線、計量器等電力供給契約者の需要場所内の当該電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) 電力供給契約者が、電力供給契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
2. 電力供給契約者が当該電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該電力会社および取次店に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該電力会社および取次店に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときは、当該電力会社の求めに応じてその内容を変更していただきます。
3. 必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、電力供給契約者と当該電力会社とで協議していただきます。

2 6. (調査および調査に対する電力供給契約者の協力等)

1. 電力供給契約者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該電力会社、又は当該電力会社から委託を受けた業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、当該電力会社又は登録調査機関は、必要があるときは、電力供給契約者からその承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、電力供給契約者は、当該電力会社又は登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
2. 電力供給契約者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を取次店および当該電力会社または登録調査機関に通知していただきます。

2 7. (需要情報の通知)

取次店は、小売電気事業者による供給計画作成のために、電力供給契約者に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、電力供給契約者は、取次店の求めに応じて、必要な情報を提供していただきます。

28. (供給の停止)

1. 電力供給契約者が以下のいずれかに該当する場合には、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 電力供給契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) 需要場所内にある当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 当該電力会社以外のものが需要場所における当該電力会社の供給設備と電力供給契約者の電気設備との接続を行った場合
2. 電力供給契約者が以下のいずれかに該当し、当該電力会社から小売電気事業者がその旨の警告を受けた場合で、小売電気事業者から連絡を受けた取次店が電力供給契約者に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 電力供給契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 電力供給契約者が電気設備を当該電力会社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、当該電力会社が定める系統連系技術要件を遵守して、当該電力会社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系しないこと、および、23. (施設場所の提供) に反して、当該電力会社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、電力供給契約者がこの供給約款において、当該電力会社の求めに応じることとされている事項について拒んだ場合
 - (4) 26. (調査および調査に対する電力供給契約者の協力等) によって必要となる措置を講じることができない場合
3. 以下のいずれかに該当するものとして、小売電気事業者が当該電力会社から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、取次店が、電力供給契約者に対し、19. (適正契約の保持) に基づく当該電力会社の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、電力供給契約者が、これに応じていただけないときは、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合 (接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。)
4. 供給の停止が行われる場合には、電力供給契約者の電気設備において、当該電力会社による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、当該電力会社の求めに応じて、需要契約者に必要な協力をさせていただきます。

29. (供給停止の解除)

1. 28. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、電力供給契約者がその理由となった事実を解消したときには、当該電力会社により、すみやかに電気の供給が再開されます。
2. 28. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合でも、取次店は、取次店の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当該停止期間に係る基本料金については全額申し受けることとします。

30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止)

1. 以下の場合には、供給時間中に、当該電力会社により、電気の供給を中止し、または当該電力会社もしくは取次店の要請に基づき電力供給契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (1) 異常渇水等により電気の電力供給上やむをえない場合
 - (2) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (3) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (4) 非常変災の場合
 - (5) その他保安上必要がある場合
2. 前項の場合には、取次店または当該電力会社は、あらかじめその旨を広告その他によって電力供給契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

3 1. (制限または中止時の料金)

30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、取次店は、取次店の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当該期間に係る基本料金または電力量料金については全額申し受けることとします。

3 2. (契約超過金)

契約超過金は、常時供給電力および自家発補給電力の最大需要電力が常時供給電力および自家発補給電力の契約電力を超過した場合、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれに適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

契約超過金 = (「1月」の最大需要電力－「1月」の契約電力) × 基本料金単価 × (1.85－力率/100) × 1.5

3 3. (工事費等の負担)

1. 電力供給契約に基づく供給開始に当たって、小売電気事業者が当該電力会社から電力供給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設すること、またはその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、電力供給契約者の負担で電力供給契約者にその施設を実施していただきます。
2. 電力供給契約者の都合による契約電力の変更により、小売電気事業者が当該電力会社から、電力供給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から、当該工事費等の費用負担を求められた場合には、電力供給契約者の負担で電力供給契約者にその施設を実施していただきます。
3. 電力供給契約者が当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に対して希望する場合、その旨を取次店に申し出ていただきます。取次店は、小売電気事業者に対し当該電力供給契約者からの希望を伝えるものとし、それを受けた小売電気事業者は、当該電力供給契約者が希望する当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に依頼し、小売電気事業者が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には、電力供給契約者にその工事費等を負担していただきます。
4. 電力供給契約者都合により一旦契約電力を変更した上で、更に電力供給契約者の都合により途中で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更(元の条件に戻す場合を含みます。)した結果、小売電気事業者が当該電力会社から、変更に伴い新たに施設した供給設備を施設すること、または変更にともない新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、電力供給契約者の負担で電力供給契約者にその施設を実施していただきます。
5. その他電力供給契約者の都合に基づく事情により小売電気事業者が当該電力会社から電力供給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、電力供給契約者の負担で電力供給契約者にその施設を実施していただきます。
6. 第1項、第2項、第4項および第5項に基づき電力供給契約者に施設いただいた設備について、当該電力会社は無償で使用するものとします。

3 4. (検査または工事の委託)

1. 電力供給契約者は、保安上必要な電気工作物の検査を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。この場合、当該電力会社の求めに応じて、検査料として実費を支払っていただきます。
2. 電力供給契約者は、保安上必要な電気工作物の工事を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。当該電力会社が当該工事を受託したときは、当該電力会社の求めに応じて、当該工事にかかわる費用を支払っていただきます。

3 5. (損害賠償の免責)

1. 30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが取次店および小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、取次店は、電力供給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 28. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 43. (取次店からの解除等) によって電力供給契約を解除した場合には、取次店は、電力供給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが取次店および小売電気事業者の責めとならない理由によるものであ

るときには、取次店は、電力供給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

36. (不可抗力)

1. 電力供給契約者および取次店は以下に定める不可抗力によって電力供給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。
 - (1) 地震等の天災地変が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
2. 前項で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、41.（お申し出による電力供給契約の終了）または43.（取次店からの解除等）にかかわらず、電力供給契約者または取次店は電力供給契約の一部または全部を、相手方に通知することにより解約することができます。また、解約に伴う損害は電力供給契約者、取次店共に賠償責任を負わないこととします。

37. (違約金)

1. 電力供給契約者が次のいずれかに該当し、そのために小売電気事業者が、料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当該電力会社から、その免れた金額の3倍等に相当する金額を、違約金として求められた場合、電力供給契約者は、取次店の求めに応じて、速やかにその違約金相当額を、取次店に支払っていただきます。
 - (1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 電力供給契約が動力契約を内容とする場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
2. 前項の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
3. 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当該電力会社者により決定された期間といたします。

38. (設備の賠償)

需要場所内の当該電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、当該電力会社から小売電気事業者に次の金額の賠償を求められ、それが電力供給契約者の故意または過失による場合、取次店の求めに応じて、速やかにその求められた賠償額を支払っていただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V. 契約の変更および終了

39. (電力供給契約の変更)

1. 電力供給契約者が電気の電力供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ 契約の申込みに定める、新たに電気の電力供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
2. 電力供給契約締結日以降、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約容量および契約電力を減少できません。また、電力供給契約締結日以降、供給開始日または料金プラン変更日から1年未満の期間内には原則として他の料金プランには変更できません。なお、電力供給契約者が契約容量または契約電力を超過して電気を使用された場合、取次店は翌月からの契約容量または契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
3. 電力供給契約者が契約電力の増加もしくは減少を希望する場合には、あらかじめ取次店にその旨を通知し、取次店の了承を得ていただきます。
4. 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。

40. (名義の変更)

合併、相続その他の原因によって、新たな電力供給契約者が、それまで電気の供給を受けていた電力供給契約者の

取次店に対する電気の使用についてのすべての権利義務を承継することを希望され、取次店が当該承継を承諾した場合は、取次店が指定する方法により、名義の変更の申込みをしていただきます。

4 1. (お申し出による電力供給契約の終了)

1. 電力供給契約者が電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、解約希望日の90日前までに、取次店に通知していただきます。取次店はかかる通知を受けた場合、速やかに小売電気事業者に連絡するものとします。この場合、取次店から連絡を受けた小売電気事業者および小売電気事業者から連絡を受けた当該電力会社は、原則として、電力供給契約者から通知された終了期日に電気の供給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、必要に応じて電力供給契約者に協力していただきます。また、電力供給契約者が小売電気事業者以外の事業者から電気の供給を受けることを理由として電力供給契約を終了しようとする場合は、取次店は小売電気事業者および電力広域的運営推進機関を通じてその終了期日の通知を受けるものとします。この場合、小売電気事業者および当該電力会社は、原則として、電力広域的運営推進機関を通じて通知された終了期日に、電気の供給を終了させるための適当な処置を行ないます。これらの場合、電力供給契約者は、電気の供給を終了させるための処置につき、必要に応じて取次店、小売電気事業者または当該電力会社に協力していただきます。
2. 前項にもとづく電力供給契約の終了は、次の各号に規定する場合を除き、前項に従い取次店が電力供給契約者からまたは電力広域的運営推進機関を通じて通知を受けた終了期日に、その効力が生じるものといたします。

(1) 前項に基づく電力供給契約の終了が引っ越しなどにより電力供給契約者がその需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合で、取次店が電力供給契約者の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電力供給契約が終了したものといたします。

(2) 取次店が電力供給契約者の終了通知を終了期日前に受けた場合であっても、取次店および電力供給契約者の責めとならない理由により、終了期日までに、当該電力会社に対して通知することができない場合は、当該電力会社に対して通知した日に電力供給契約が終了するものといたします。

(3) 取次店および小売電気事業者の責めとならない理由（非常震災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、電力供給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

4 2. (電力供給開始後の電力供給契約の終了または変更にもなう料金等の清算)

次の各号に該当する場合には、当該各号に記載の清算金を電力供給契約者にお支払いいただきます。

(1) 供給開始日から1年未満で電力供給契約を解約した場合（第43.（取次店からの解除等）に基づき取次店が電力供給契約を解約した場合または電力供給契約が終了した場合を含みます。）には、供給開始日から電力供給契約の解約までの期間に係る基本料金、電力量料金（ただし取次店が割引料金を定めたときには、割引料金適用後の額とし、また、燃料費調整額による調整は行わないものとします。）の合計額について、20%に相当する額を清算金としてお支払いいただきます。

(2) 契約電力を増加した日から1年未満で電力供給契約を解約した場合（43.（取次店からの解除等）に基づき取次店が電力供給契約を解約した場合または電力供給契約が終了した場合を含みます。）には、契約電力を増加した日から電力供給契約の解約までの期間において、増加した日の前日の契約電力を上回る契約電力分に相当する基本料金、電力量料金（ただし取次店が割引料金を定めたときには、割引料金適用後の額とし、また、燃料費調整額による調整は行わないものとします。）の合計額について、20%に相当する額を清算金としてお支払いいただきます。なお、かかる期間における使用電力量は、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分するものといたします。

(3) 供給開始日または契約電力増加した日から1年未満で契約電力を減少した場合には、供給開始日または契約電力を増加した日から、契約電力を減少した日の前日までの期間において、減少した日以降の契約電力を上回る契約電力（減少された日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力といたします。）に相当する基本料金、電力量料金（ただし取次店が割引料金を定めたときには、割引料金適用後の額とし、また、燃料費調整額による調整は行わないものとします。）の合計額について、20%に相当する額を清算金としてお支払いいただきます。なお、

かかる期間における使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分するもの
といたします。

(4) 実量制のお客さまが、受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しよう
とし、または別表 1. 契約種別ごとの契約条件(1)ロ.(ロ)c.に基づき契約電力を減少しようとされる場合
は、(2)(3)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう契約電力を増加した日は、受電設備の総容量
を増加した日とし、契約電力を減少した日は、別表 1. 契約種別ごとの契約条件(1)ロ.(ロ)c.に基づき契約
電力を減少した日とします。

4 3. (取次店からの解除等)

1. 28. (供給の停止) によって電気の供給を停止された電力供給契約者が取次店の定めた期日までにその理
由となった事実を解消されない場合には、取次店は、電力供給契約を解約することがあります。なお、この場
合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。また、当該解約によって、電力供給契約者は取次店に対
して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきま
す。

2. 電力供給契約者が、41. (お申し出による電力供給契約の終了) 第 1 項による通知をされないで、その需
要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、取次店が電力供給を終了させるため
の処置を行なった日に電力供給契約は消滅するものといたします。

3. 電力供給契約者が次のいずれかに該当する場合には、取次店は、その電力供給契約者との間の電力供給契
約を解除することができます。なお、この場合には、解除する 15 日前までに解除日を明示し、電力供給契
約者に対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②電力供給契約者が希望される場合に
は、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給（一般送配電事業者による最終
保障供給（経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給）をいいます。）を受ける方法がある
ことを説明いたします。また、当該解除によって、電力供給契約者は取次店に対して負担する一切の債務につ
き期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

(1) 電力供給契約者が支払期日を 2 か月経過してなお料金を支払わない場合

(2) 電力供給契約者が他の電力供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を 2 か月経過し
てなお、料金を支払わない場合

(3) 第三者より差押、仮差押、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立てまたは公租公課の滞納処分その
他公権力の処分を受けたとき

(4) 第三者より破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、または自らこれら
の手続開始の申立てをしたとき。

(5) 監督官庁より営業停止の処分を受けまたは営業に係る許認可、登録等の取消処分を受けたとき。

(6) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥り、または手形交換所から手形、小切手の第一回目の不渡り処
分を受け、その他財産状態が悪化したと認められるとき。

(7) 解散し、または第三者に吸収合併されたとき。

(8) 電力供給契約の履行に関して、お客さままたはその使用人もしくは代理人等に不正または背信的な行為
があったとき。

(9) その他この供給約款によって負う義務を履行しない場合

4 4. (取次店と小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更)

1. 取次店と小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要するこ
となく、ただちに、電力供給契約に関する電力供給契約者の契約の相手方が取次店から小売電気事業者に変更
となります。この場合、取次店は、あらかじめその旨をお客さまに書面（電子メール、ウェブサイトのペー
ジ、CD-ROM 等の記録媒体による方法を含みます。以下この 44. (取次店と小売電気事業者との契約終了に伴う
契約変更) において同様とします。）により通知するものとし、この変更が生じた後、遅滞なく小売電気事業
者はその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、原則として変更後の供給条件は変更前の供
給条件と同等といたします。

2. 前項にかかわらず、取次店と小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合であ
って、小売電気事業者が電力供給契約を継続しがたい事由がある場合は、取次店は、お客様が他の小売電気事
業者との間で電気電力供給契約を締結するために必要な協力を行ったうえで電力供給契約を解約いたします。

45. (料金単価の変更)

取次店は、当該電力会社の託送供給等約款が改定された場合、みなし小売電気事業者の電気料金が改定された場合または電力の発電費用、調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、電力供給契約における新たな料金単価を定めます。

- (1) 取次店は新たな料金単価及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にて電力供給契約者に通知します。
- (2) 電力供給契約者と取次店は、新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の30日前までに合意します。
- (3) 前項に定める期限までに、電力供給契約者と取次店との間で新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について合意ができない場合には、電力供給契約者または取次店の申し出により電力供給契約の解約ができるものとします。
- (4) 1号の当社の通知に対して電力供給契約者が異議を申し立てない場合や、3号により電力供給契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、新たな料金単価を適用します。

VI. その他

46. (プライバシーポリシー)

取次店は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

47. (信用情報の共有)

お客さまが43.（取次店からの解除等）第3項(1)または(2)に該当する場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。

48. (管轄裁判所)

電力供給契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

49. (暴力団排除に関する条項)

1. お客さま（電力供給契約締結後は、電力供給契約者とします。以下、この（暴力団排除に関する条項）において同様とします。）および取次店は、電力供給契約締結時および将来にわたり、電力供給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
2. お客さまおよび取次店は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
3. お客さまおよび取次店は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他、上記に準ずる行為。

50. (消費税法等改正の場合の取扱い)

消費税法、地方税法その他の改正等により、消費税率に変更が生じた場合、取次店は、当該改正消費税法に則り料金を計算のうえ、電力供給契約者から申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も当該改正等がされた法令によるものとします。

別表 1. 契約種別ごとの契約条件

(1) 常時供給電力

常時供給電力の各料金プランに対応する契約電力および電力量料金の時間帯区分は表 1、時間帯区分の対象日時は表 2 に定める通りといたします。なお、省エネ電力プラン 1 型、および 2 型につきましては、取次店の省エネサービスをご契約頂いた場所を需要場所として高压で電気の供給を受けているお客様で、電力供給契約をご契約されたお客様を対象といたします。また、表 2 における祝日は、「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

(北海道エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高压標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	昼間時間、夜間時間
高压標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高压標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	—
高压標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高压標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	平日、休日
高压標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高压標準電力プラン	2,000 キロワット以上	昼間時間、夜間時間
特別高压標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	—
特別高压標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	平日、休日

表 2

項目		対象日時
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
昼間時間／夜間時間	昼間時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	昼間時間以外

(東北エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高压標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
高压標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高压標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季、その他季
高压標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高压標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	夏季平日、その他季平日、休日
高压標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高压標準電力プラン	2,000 キロワット以上	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
特別高压標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季、その他季
特別高压標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	夏季平日、その他季平日、休日

表 2

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間 ／昼間時間 ／夜間時間	ピーク時間	日曜日、祝日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間時間	日曜日、祝日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた8時～22時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外

(東京エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン1型	500キロワット未満	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
高圧標準電力プラン2型	500キロワット以上	
高圧標準電力プランS1型	500キロワット未満	夏季、その他季
高圧標準電力プランS2型	500キロワット以上	
高圧標準電力プランWE1型	500キロワット未満	夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日
高圧標準電力プランWE2型	500キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000キロワット以上	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
特別高圧標準電力プランS	2,000キロワット以上	夏季、その他季
特別高圧標準電力プランWE	2,000キロワット以上	夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

表 2

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間 ／昼間時間 ／夜間時間	ピーク時間	日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間時間	日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた8時～22時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外

(中部エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	重負荷時間、昼間時間、夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季、その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	夏季平日、その他季平日、休日
高圧標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	重負荷時間、昼間時間、夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季、その他季
特別高圧標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	夏季平日、その他季平日、休日

表 2

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、 4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
重負荷時間 ／昼間時間 ／夜間時間	重負荷時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、 5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた 夏季の 10 時～17 時
	昼間時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、 5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日および 重負荷時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	重負荷時間と昼間時間以外

(北陸エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季、その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季、その他季

表 2

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
ピーク時間 ／昼間時間 ／夜間時間	ピーク時間	日曜日，祝日，1 月 2 日，1 月 3 日，1 月 4 日， 5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日，12 月 31 日を除いた 夏季の 13 時～16 時
	昼間時間	日曜日，祝日，1 月 2 日，1 月 3 日，1 月 4 日， 5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日，12 月 31 日および ピーク時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外

(関西エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	重負荷時間，昼間時間，夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季，その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	夏季平日，夏季休日，その他季 平日，その他季休日
高圧標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	重負荷時間，昼間時間，夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季，その他季
特別高圧標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	夏季平日，夏季休日，その他季 平日，その他季休日

表 2

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日，日曜日，祝日，1 月 2 日，1 月 3 日， 4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日，12 月 31 日
	平日	休日以外
重負荷時間 ／昼間時間 ／夜間時間	重負荷時間	日曜日，祝日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日， 5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日，12 月 31 日を除いた 夏季の 10 時～17 時
	昼間時間	日曜日，祝日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日， 5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日，12 月 31 日および 重負荷時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	重負荷時間と昼間時間以外

(中国エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	ピーク時間, 夏季昼間時間, その他季昼間時間, 夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季, その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	ピーク時間 (WE), 夏季平日 その他季平日, 週末時間
高圧標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	ピーク時間, 夏季昼間時間, その他季昼間時間, 夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季, その他季
特別高圧標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	ピーク時間 (WE), 夏季平日, その他季平日, 週末時間

表 2

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
ピーク時間 ／昼間時間／夜間 時間	ピーク時間	日曜日, 祝日, 1 月 2 日, 1 月 3 日, 1 月 4 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日, 12 月 31 日を除いた 夏季の 13 時～16 時
	昼間時間	日曜日, 祝日, 1 月 2 日, 1 月 3 日, 1 月 4 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日, 12 月 31 日および ピーク時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外
ピーク時間 (WE) ／平日時間 ／週末時間	ピーク時間 (WE)	週末時間を除いた夏季の 13 時～16 時
	平日時間	ピーク時間および週末時間以外
	週末時間	土曜日, 日曜日, 祝日, 1 月 2 日, 1 月 3 日, 1 月 4 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日, 12 月 31 日

(四国エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季、その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	夏季休日、夏季平日、その他季休日、その他季平日
高圧標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季、その他季
特別高圧標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	夏季休日、夏季平日、その他季休日、その他季平日

表 2

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
ピーク時間 ／昼間時間 ／夜間時間	ピーク時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた 夏季の 13 時～16 時
	昼間時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日および ピーク時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外

(九州エリア)

表 1

料金プラン名称	契約電力	時間帯区分
高圧標準電力プラン 1 型	500 キロワット未満	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
高圧標準電力プラン 2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン S1 型	500 キロワット未満	夏季、その他季
高圧標準電力プラン S2 型	500 キロワット以上	
高圧標準電力プラン WE1 型	500 キロワット未満	夏季休日、夏季平日、その他季休日、その他季平日
高圧標準電力プラン WE2 型	500 キロワット以上	
特別高圧標準電力プラン	2,000 キロワット以上	ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間
特別高圧標準電力プラン S	2,000 キロワット以上	夏季、その他季
特別高圧標準電力プラン WE	2,000 キロワット以上	夏季休日、夏季平日、その他季休日、その他季平日

表 2

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
ピーク時間 ／昼間時間 ／夜間時間	ピーク時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた 夏季の 13 時～16 時
	昼間時間	日曜日、祝日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日および ピーク時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	ピーク時間と昼間時間以外

イ. 対象となるお客さまおよび需要場所の条件

(イ) 高圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受け、電灯および小型機器を使用し、または電灯および小型機器と動力とをあわせて使用し、並びに契約電力が 50 キロワット以上 2000 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2000 キロワット未満といたします。）である電力供給契約をご契約されたお客さまを対象といたします。なお、お客様に特別の事情がある場合、又は当該電力会社の供給設備の都合でやむを得ない場合で、当該電力会社との協議が整ったときは、契約電力が 50 キロワット未満または 2000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受けるお客さま

特別高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用し、および契約電力が 2,000 キロワット以上（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット以上といたします。）である電力供給契約をご契約頂いたお客さまを対象といたします。

ロ. 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

(イ) 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高压で供給する場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと取次店または小売電気事業者との協議によって定めます。

(ロ) 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合

「1 月」の契約電力は、次の場合を除き、その「1 月」の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- a. 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに小売電気事業者から高压で供給を受ける場合は、小売電気事業者からの供給開始の日以降「12 月」の期間の各月の契約電力は、その「1 月」の最大需要電力と小売電気事業者からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、電力供給契約により電気の供給を受ける前から引き続き当該電力会社の供給設備を利用される場合には、電力供給契約による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上電力供給契約によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
- b. 受電設備を増加される場合で、増加された日を含む「1 月」の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその「1 月」の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その「1 月」の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その「1 月」の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c. 受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む「1 月」の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日を含む「1 月」の次の月以降「12 月」の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと取次店との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降「12 月」の期間で、その「1 月」の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと取次店または小売電気事業者との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ハ. 料金

常時供給電力の「1 月」の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金を合計したものいたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は申込書に定めるものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、基本料金単価は、取次店が割引を定めたときには、割引適用後の単価といたします。

また、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、当該「1 月」の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(2) 予備電力

イ. 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと取次店または小売電気事業者との協議によって定めます。

ロ. 料金

予備電力の「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金を合計したものといたします。ただし、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価は申込書電力供給に定めるものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、当該「1月」の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力の使用電力量は、原則として常時供給電力の使用電力量とみなします。

(3) 自家発補給電力

イ. 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと取次店または小売電気事業者との協議によって定めます。

ロ. 料金

自家発補給電力の「1月」の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、未使用時倍率および電力量料金単価は申込書に定めるものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および未使用時倍率から以下の算式により算定される金額といたします。

a. 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

b. 自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{未使用時倍率}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、当該「1月」の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

ハ. 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと取次店または小売電気事業者による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を取次店または小売電気事業者に対して書面により通知していただきます。

なお、取次店、小売電気事業者または当該電力会社の電力供給状況が著しく悪化した場合には、取次店または小売電気事業者はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

ニ. 自家発補給電力の使用

(イ) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ取次店に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに取次店に通知するものとします。

(ロ) 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、(イ)にかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

ホ. 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次の(イ)、(ロ)による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその「1月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その「1月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその「1月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

(イ) 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の a～c によるものとします。

a. 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 総需要の最大需要電力 - 常時供給電力の契約電力

b. 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 自家発補給電力の契約電力

c. 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力
= 総需要の最大需要電力 × 自家発補給電力の契約電力
÷ (常時供給電力の契約電力 + 自家発補給電力の契約電力)

(ロ) 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

ヘ. 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次の(イ)～(ハ)により算定するものとします。

(イ) 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力の使用時間中の使用電力量 - (基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客さまと取次店または小売電気事業者との協議で定めた以下 a～c によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

a. 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b. 自家発補給電力使用の前3ヶ月間における常時供給分の平均電力

c. 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)において算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。

ト. その他

(イ) 取次店または小売電気事業者は、必要に応じてお客さまから電気の電力供給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ロ) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

附則 1

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月分の料金にかかわる計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金にかかわる計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その「1 月」の常時供給電力、予備電力、及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記(3)に定めるその「1 月」の使用電力量に、上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、上記(4)にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとしたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を取次店に申し出ていただきます。

1. 燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本約款別表 24（供給エリアに対応する本約款別表 24 をいい、以下同様とします。）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準燃料価格 X は本約款別表 24 に定めるものとします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × 下記ホの基準単価 / 1,000

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

ニ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価

ホ. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、本約款別表 24 に定めるものとします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ = 本約款別表 24 に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。離島基準燃料価格 X は本約款別表 24 に定めるものとします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X) \times \text{下記ホの離島基準単価} / 1,000$$

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、本約款別表 24 に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

ニ. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整額} = \text{使用電力量} \times \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

ホ. 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、本約款別表 24 に定めるものとします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ. 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、本約款別表 24 に定めるものとします。

ロ. 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は本約款別表 24 に定めるものとします。

ハ. 平均市場価格

a. 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X, x, Y, y = 本約款別表 24 に定める値、係数

なお、平均市場価格の単位および各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b.a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、取次店が決定した値といたします。

ニ. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準市場価格は本約款別表 24 に定めるものとします。

(a) 供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリアまたは関西エリアの場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

(b) 供給エリアが北陸エリアの場合

a. 平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

b. 平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

c. 平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とする

(c) 供給エリアが九州エリアの場合

a. 平均市場価格が 6 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 6 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

b. 平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 13 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

c. 平均市場価格が 6 円 00 銭以上、13 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とする

ホ. 調整係数

調整係数は、本約款別表 24 に定めるものとします。

ヘ. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表 24 に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表 24 の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

ト. 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に二によって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

$$\text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times \text{市場価格調整単価}$$

(4) 燃料費等調整額

当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額および(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表24に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価は0円とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

(5) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および市場価格調整単価の通知

当社は上記(1)ロの燃料費調整単価、(2)ロの離島ユニバーサルサービス調整単価および(3)ニの市場価格調整単価をその1月の料金請求までにお客さまに通知するものとします。

別表 24（北海道エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1946
	β	0.0827
	γ	1.0081
基準燃料価格	X	51,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	18 銭 8 厘
	特別高圧	18 銭 3 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		1 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.6760
	y	0.3240
基準市場価格		12 円 24 銭
調整係数	高圧	0.229
	特別高圧	0.223

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別表 24（東北エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0259
	β	0.2563
	γ	0.8915
基準燃料価格	X	83,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	19 銭 0 厘
	特別高圧	18 銭 4 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		1 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.5332
	y	0.4668
基準市場価格		21 円 39 銭
調整係数	高圧	0.146
	特別高圧	0.142

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別表 24（東京エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0048
	β	0.3759
	γ	0.6725
基準燃料価格	X	57,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	17 銭 4 厘
	特別高圧	16 銭 9 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.8288
	y	0.1712
基準市場価格		11 円 22 銭
調整係数	高圧	上限値は 0.337 といたします
	特別高圧	上限値は 0.328 といたします

調整係数の高圧及び特別高圧はその年度が開始するまでにお客さまに通知するものとします

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
翌年 2 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
翌年 3 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 24（北陸エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0415
	β	0.0745
	γ	1.2499
基準燃料価格	X	79,800 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	15 銭 7 厘
	特別高圧	15 銭 4 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	—
	Y	各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	—
	y	1.0000
調整係数	高圧	0.149
	高圧特別	0.145

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
翌年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 24（関西エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0045
	β	0.1974
	γ	1.0532
基準燃料価格	X	47,000 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	10 銭 6 厘
	特別高圧	10 銭 5 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.7170
	y	0.2830
基準市場価格		10 円 82 銭
調整係数	高圧	0.292
	高圧特別	0.288

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 24（九州エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0028
	β	0.1819
	γ	1.0863
基準燃料価格	X	46,100 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	9 銭 8 厘
	特別高圧	9 銭 6 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		3 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場 価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.4627
	y	0.5373
調整係数	高圧	0.284
	高圧特別	0.278

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年1月20日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

附則 23

1. 燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本約款別表 23（供給エリアに対応する本約款別表 23 をいい、以下同様とします。）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。供給エリアが東京エリアの場合、燃料費調整単価の端数は処理をせず、下記 (3) 二の市場価格調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準燃料価格 X は本約款別表 23 に定めるものとします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × 下記ホの基準単価 / 1,000

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

ホ. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 000 円変動した場合の値とし、本約款別表 23 に定めるものとします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ ＝本約款別表 23 に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。離島基準燃料価格 X は本約款別表 23 に定めるものとします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－X） × 下記ホの離島基準単価／1, 000

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、本約款別表 23 に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

ニ. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

離島ユニバーサルサービス調整額 ＝ 使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価

ホ. 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、本約款別表 23 に定めるものとします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ. 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、本約款別表 23 に定めるものとします。

ロ. 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は本約款別表 23 に定めるものとします。

ハ. 平均市場価格

a. 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X, x, Y, y = 本約款別表 23 に定める値、係数

なお、平均市場価格の単位および各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b. a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、取次店が決定した値といたします。

ニ. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。供給エリアが東京エリアの場合、市場価格調整単価は端数処理せず、上記(1)ロの燃料費調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準市場価格は本約款別表 23 に定めるものとします。

(a) 供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリアまたは中国エリアの場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

(b) 供給エリアが北陸エリアの場合

a. 平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

b. 平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

c. 平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とする

ホ. 調整係数

調整係数は、本約款別表 23 に定めるものとします。

ヘ. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表 23 に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表 23 の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

ト. 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にニによって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

$$\text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times \text{市場価格調整単価}$$

(4) 燃料費等調整額

当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額および(3)トの市場価格調整額

を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表 23 に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整額は、本約款別表 23 に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は 0 円とします。

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価)

(5) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および市場価格調整単価の通知

当社は上記(1)ロの燃料費調整単価、(2)ロの離島ユニバーサルサービス調整単価および(3)ニの市場価格調整単価をその 1 月の料金請求までにお客さまに通知するものとします。

別表 23（北海道エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1946
	β	0.0827
	γ	1.0081
基準燃料価格	X	89,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	18 銭 8 厘
	特別高圧	18 銭 3 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		1 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.6760
	y	0.3240
基準市場価格		23 円 94 銭
調整係数	高圧	0.229
	特別高圧	0.223

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別表 23（東北エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0247
	β	0.2573
	γ	0.8912
基準燃料価格		X
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	21 銭 3 厘
	特別高圧	20 銭 6 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		X
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		1 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.5332
	y	0.4668
基準市場価格		21 円 39 銭
調整係数	高圧	0.146
	特別高圧	0.142

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別表 23（東京エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0033
	β	0.4001
	γ	0.6241
基準燃料価格	X	64,900 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	15 銭 0 厘
	特別高圧	14 銭 5 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.6566
	y	0.3434
基準市場価格		17 円 44 銭
調整係数	高圧	0.337
	特別高圧	0.328

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から翌年 1 月 20 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 23（中部エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	—
	β	0.4381
	γ	0.5545
基準燃料価格	X	42,000 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高压	19 銭 6 厘
	特別高压	19 銭 3 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	—
	Y	各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	—
	y	1.0000
基準市場価格		19 円 37 銭
調整係数	高压	0.103
	特別高压	0.101

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 23（北陸エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0380
	β	0.0702
	γ	1.2641
基準燃料価格	X	79,300 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	17 銭 7 厘
	特別高圧	17 銭 4 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	—
	Y	各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	—
	y	1.0000
調整係数	高圧	0.149
	高圧特別	0.145

■電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
翌年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	翌年 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

別表 23（関西エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
基準燃料価格	X	27,100 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	15 銭 8 厘
	特別高圧	15 銭 6 厘

別表 23（中国エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0406
	β	0.0982
	γ	1.2015
基準燃料価格	X	75,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	20 銭 5 厘
	特別高圧	20 銭 0 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		1 厘

■市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.1316
	y	0.8684
基準市場価格		20 円 81 銭
調整係数	高圧	0.162
	特別高圧	0.158

■電力市場価格

翌日取引及び時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引及び時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価といたします。

■平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別表 23（四国エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0845
	β	0.0699
	γ	1.1962
基準燃料価格	X	80,300 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	15 銭 4 厘
	特別高圧	15 銭 0 厘

別表 23（九州エリア）

※下記基準単価及び離島基準単価には消費税相当額(10%)を含みます。

■燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
基準燃料価格	X	27,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	高圧	13 銭 0 厘
	特別高圧	12 銭 8 厘

■離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		3 厘